

食安輸発第1121001号
平成18年11月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施及び
平成18年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号(最終改正：平成18年11月15日)及び同日付け食安輸発第0331006号(最終改正：平成18年11月7日)にて通知したところですが、平成18年11月30日より、食品において「不検出」とされる農薬等の成分であるマラカイトグリーンに係る規定(「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成18年厚生労働省告示第377号))が施行されることから、下記のとおり改めることとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、実施に当たっては下記の点に留意の上、その運用に遺憾のないよう申し上げます。

記

1 改正の内容

- (1) 平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1中の台湾産やいととはた及びその加工品(簡易な加工に限る。)、中国産鰻及びその加工品並びに中国産ケツギョ及びその加工品(簡易な加工に限る。)に係るマラカイトグリーンの検査の方法については次のとおりとする。

昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。

- (2) 平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別添のⅡの2の(2)中、マラカイトグリーンを削除する。

2 適用期日

平成18年11月30日から適用すること。

なお、平成18年11月29日以前に検査命令書を発行する場合の検査の方法は次のとおりとする。

平成18年10月13日付け食安基発第1013001号・食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、平成18年11月30日以降に製品検査結果通知書を発行する場合には、昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。

注：昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」による方法とは、平成18年10月13日付け食安基第1013001号・食安監発第1013003号の別添の試験方法であり、平成18年11月30日に告示予定であること。

3 輸入者への指導

平成18年厚生労働省告示第377号による改正は、11月29日以前に輸入されたものであっても、11月30日以降は適用となるものであることから、11月30日以降に規制の対象となる貨物を取り扱う輸入者に対し、当該規定の遵守に努めるように指導すること。